

2023年度

防府市立華陽中学校

いじめ防止基本方針

学校スローガン

感動！ *Sweat & Tears* ～やればできる～

防府市立華陽中学校

はじめに

いじめは、生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるなどの著しく人権を侵害する行為につながるものである。このため、いじめの根絶に向けて、教職員、保護者、地域住民、地方公共団体、その他学校教育に携わる関係者等が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）が定めるいじめの禁止、関係者の責務等を踏まえ、いじめ防止等に関する対策に実効的に取り組まなければならない。

学校現場でのいじめの防止等に係る取組については、未然防止の取組が重要であり、「どこの学校にも、どの生徒にも起こりうるものである」との危機意識を常にもち、いじめられている生徒の権利利益を最大限擁護し、尊厳を保持していかななければならない。このため、学校教育活動を通し、生徒一人ひとりを大切にす教育の推進が何よりも求められており、教職員の資質能力の向上、生徒をきめ細かく見守る体制の整備等、これまで以上の意識改革に基づく計画的・継続的な取組が必要である。

また、いじめの問題を扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、生徒の実態把握やいじめの早期発見に努め、いじめを認知した際には、問題を隠すことなく、学校・家庭・地域が一丸となって解消に向けた対応を行うこととし、「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」「いじめは卑怯な行為である」との毅然とした対応が求められる。

本方針は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」や「山口県いじめ防止基本方針」、「防府市いじめ防止基本方針」（以下「国や県、市の基本方針」という。）を踏まえた上で、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の4点の対応の視点から、いじめの根絶に向けた対策等について、学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組むべき具体的な内容を明らかにするとともに、これまでのいじめ防止対策の蓄積を生かした、いじめ防止等のための取組を定めるものである。

第1 いじめの防止等に係る基本的な考え方

1 いじめとは

(1) いじめの定義

法第2条に、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定されており、本校においても法が示す定義を基に対応等を行うこととする。

※「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

また、いじめの判断、認知等については、以下に示す、国の基本方針（いじめの定義）に基づき行うこととする。

国のいじめ防止基本方針（いじめの定義）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのこと

を知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織と情報共有する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(2) いじめの特徴、構造

いじめは、「どこの学校にも、どの児童生徒にも起こりうるもの」である。

国立教育政策研究所のいじめ追跡調査によると、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）については、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全くもたなかった児童生徒も1割程度であったとの報告があり、このことから、いじめる児童生徒といじめられる児童生徒は、多くの場合、入れ替わりながら被害も加害も経験していることが分かる。

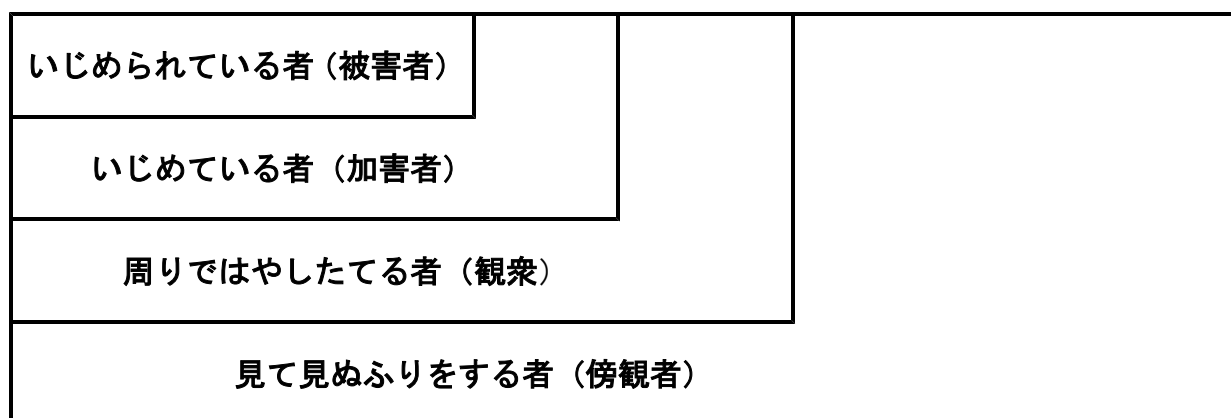
暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがあるため、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応することが重要である。

いじめは「四層構造」となっている。

いじめをめぐる集団の中では、いじめの中心となる児童生徒がいて、同時にその周囲にはいじめに加わる同調集団がいて、いじめられている児童生徒が孤立していることが多く見受けられる。

いじめを受けている児童生徒から見れば、周りではやし立てる児童生徒（観衆）も見て見ぬふりをする児童生徒（傍観者）も「いじめている人」に見えるものである。こうした四層構造を念頭に置き、いじめる・いじめられるという二者関係への対応だけでなく、観衆や傍観者がいじめを止めたり、仲裁したりするなど、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成するとともに、いじめを自らの問題として捉え、正しく対応できる力が育まれるようにすることが大切である。

いじめの四層構造

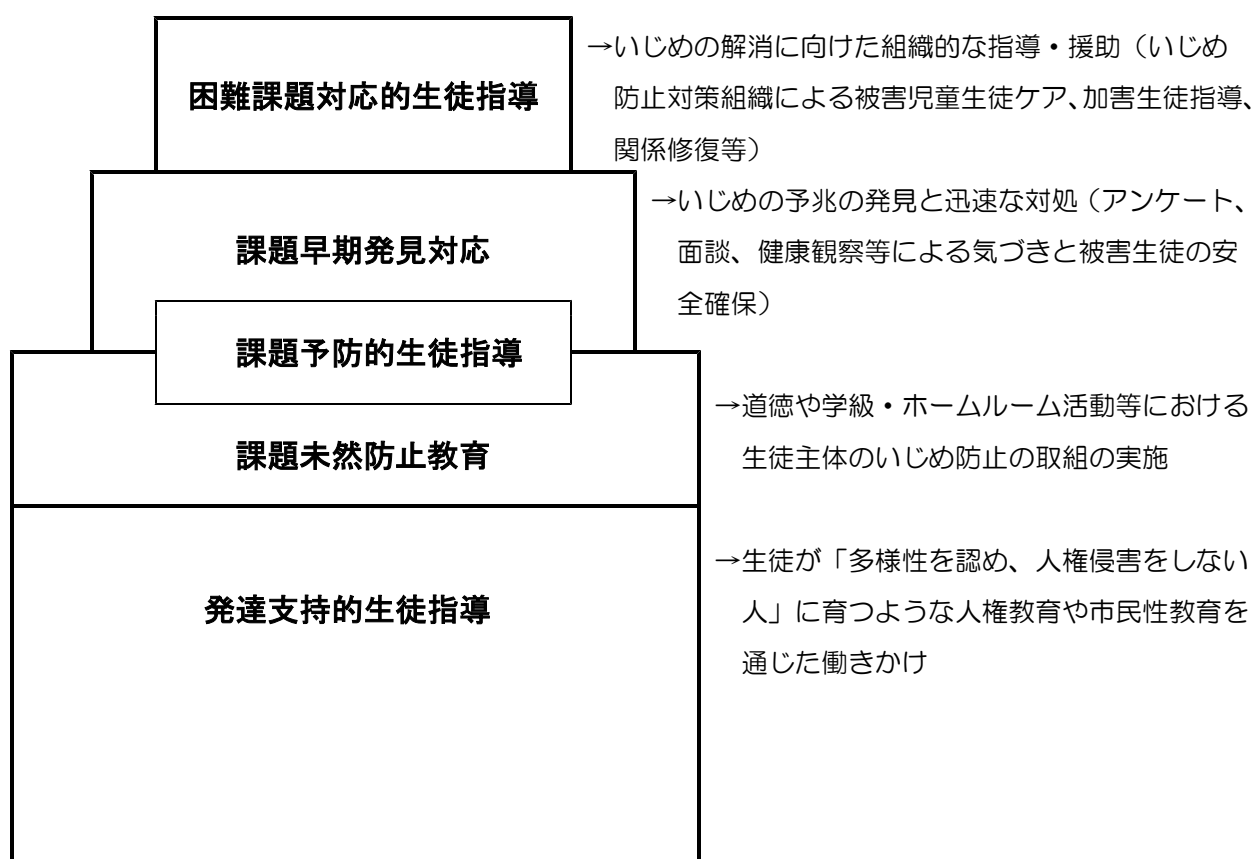


(3) いじめに関する生徒指導の重層的支援構造【生徒指導提要より】

法第8条において、学校及び学校の教職員は、① いじめの未然防止、② 早期発見、③ 適切かつ迅速な対処を行うことが責務であると規定された。それまでは、いじめが起こった後の「対処」に焦点が当てられがちであったが、「未然防止」→「早期発見」→「対処」という順序が明確に示されたと言える。この対応のプロセスは、下に示した生徒指導の4層の支援構造である、① 発達支持的生徒指導、② 課題未然防止教育、③ 課題早期発見対応、④ 困難課題対応的生徒指導と重なる。具体的には、全ての児童

生徒を対象に、① 発達支持的生徒指導として、人権教育や市民性教育を通じて、「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つように働きかけたり、② 課題未然防止教育として、道徳科や学級・ホームルーム活動等において法や自校のいじめ防止基本方針の理解を深めるとともに「いじめをしない態度や能力」を身に付けるための取組を行ったりする。

さらに、③ 課題早期発見対応として、日々の健康観察、アンケート調査や面談週間を実施するなどしていじめの兆候を見逃さないようにして、早期発見に努める。予兆に気付いた場合には、被害（被害の疑いのある）児童生徒の安全確保を何よりも優先した迅速な対応を心がける。同時に、学校いじめ対策組織へ状況を報告し、継続的な指導・援助が必要な場合は、④ 困難課題対応的生徒指導として、丁寧な事実確認とアセスメントに基づいて、いじめの解消に向けた適切な対応を組織的に進める。保護者とも連携しながら、被害児童生徒の安全・安心を回復するための支援と心のケア、加害児童生徒への成長支援も視野に入れた指導、両者の関係修復、学級の立て直しなどを目指す。



いじめ対応の重層的支援構造

2 いじめの対応に係る基本的な考え方

(1) 学校における基本姿勢

いじめは人権問題であるとの認識の下、「山口県人権推進指針」及び「山口県人権教育推進資料」に即して、「じゆう」（自由）、「びょうどう」（平等）、「いのち」（生命）をキーワードのもと人権意識を高め、一人ひとりを大切にす教育を展開することが重要である。

「いじめは絶対に許されない」との認識の下、「未然防止」の取組が重要であり、人権教育や道徳教育、情報モラル教育など、その他健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していくことが求められる。

また、いじめの四層構造にも示されているように、いじめ行為が構造上の特徴から生徒のわずかな変化について、日常的に関係教職員で情報共有を図り、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもちながら、早期発見・早期対応に努めることが重要である。

一旦いじめであると認知された場合は、学校いじめ対策委員会を開き、全校体制で適切・丁寧な指導・支援を行い、生徒にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、いじめが確実に解消するまで、粘り強く対応していく。また、解消後もきめ細かく見守りを行うなど、継続支援を行っていく。

3 いじめの防止等のために学校が果たすべき役割

(1) 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めることが大切である。「いじめは人間として、絶対に許されない」という意識を徹底するとともに、互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、人権教育に取り組む。

(2) 豊かな心を育む教育の推進

○ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実

生徒一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むには、教育活動全体を通して生徒が心を開き、心を磨き、心を伝え合うことができる道徳教育を充実させる。

○ 規範意識の醸成に向けた取組

いじめの未然防止のため、生徒の規範意識を醸成する取組は重要である。そのため、「きまりを守ること」「節度ある生活をする事」「礼儀正しく人と接すること」について、生徒の心身の成長の過程に即した重点的かつ具体的な取組を行う。

○ 他者への思いやりや社会性を育む取組

社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、地域の清掃や福祉施設等でのボランティア活動やふれあい体験など、学校や地域の実情に応じた社会奉仕体験活動の取組を充実させる。

○ いじめ防止・根絶強調月間の取組

毎年10月を「いじめ防止・根絶強調月間」と位置付け、各校におけるいじめ防止・根絶に向けた取組を推進するため、取組状況の点検・評価、生徒会等による主体的な活動の充実を図る。

(3) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

○ 校種間連携の一層の促進

いじめの対応については、未然防止、早期発見、早期対応の取組はもとより、異校種間の情報の共有や切れ目のない支援体制の構築等が重要であるため、校種間連携の一層の促進に努める。

○ 多様な専門家や関係機関と連携した取組等の推進

SCやSSW等の心理や福祉の専門家の連携はもとより、弁護士、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等の外部専門家及び児童相談所、警察、福祉部局の関係機関との連携を一層促進し、いじめ防止等に係る取組の充実・強化を図る。

○ 教職員が生徒と向き合うことのできる体制の整備

学校の業務改善を推進し、教職員が生徒と向き合う時間の確保に努める。

(4) いじめ防止につながる発達支持的生徒指導【生徒指導提要より】

いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することである。したがって、生徒が人権意識を高め、共生的な社会の一員として市民性を身に付けるような働きかけを日常の教育活動を通して行うことが、いじめ防止につながる発達支持的生徒指導と考えることができる。生徒が、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身に付けるように働きかけるためには、教職員が、一人一人の生徒が大切にされることを目指す人権教育と生徒指導は密接な関係にあり、いじめ防止につながる相乗的な効果を持つものであることを意識することが必要である。また、市民性を育む教育を行うことも重要である。いじめ防止につながるという視点からは、発達段階に応じた法教育を通じて、「誰もが法によって守られている」、「法を守ることによって社会の安全が保たれる」という意識を高めるとともに、学校に市民社会のルールを持ち込むことも必要である。その際、生徒のみならず、教職員も保護者も、学校に関係する地域の人々も、市民社会のルールを尊重す

ることが求められる。生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」へと育つためには、学校や学級が、人権が尊重され、安心して過ごせる場となることが必要である。こうした学校・学級の雰囲気を経験することによって、児童生徒の人権感覚や共生感覚は養われる。したがって、「全ての生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり」を目指すことも、いじめ防止につながる発達支持的生徒指導と捉えることができる。その際、生徒の基本的な人権に十分に配慮しつつ、次のような点に留意することが重要である。

①「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す

集団教育の場である学校、学級・ホームルームにおいて凝集性を高めることは必要だが、行きすぎて同調圧力が強まると、多様性を認め合うことが難しくなかねない。教室に、様々な異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気を確保し、生徒がお互いの違いを理解し、「いろいろな人がいた方がよい」と思えるように働きかけることが大切である。

②生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする

学力以外にも様々な観点から、生徒が興味を抱くこと、好きになれること、夢中になれることを、学校生活において、どれだけ提供することができるのが重要である。自分のやろうとすることが認められ、応援してもらっていると感じて初めて、学校が居場所であると思えるようになる。

③「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む

自己への信頼とは、主体的に取り組む共同の活動を通して他者から認められ、他者の役に立っていると実感することによって育まれると考えられる。例えば、積極的に「異年齢交流」に取り組むことで、いじめや不登校、暴力行為が大きく減ったという報告もある。お互いに助け合いながら、学級・ホームルームの係活動や児童会・生徒会活動などにおいて何ができるのか、ということについて生徒自身が考える機会を用意することも大切である。

④「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す

困ったときや悩みがあるときに、隠して耐えるのではなく、弱音を吐いたり、人に頼ったりすることができる雰囲気があるかどうかは、生徒の学校での安全・安心を大きく左右する。成長途上にある生徒が、甘えたり、弱音を吐いたりして、信頼できる大人（教職員や保護者等）に援助希求を表出することは、「適切に依存できる」ネットワークを築いて「自立」（大人になること）へと踏み出す一歩であると理解することが大切です。「困った、助けて」と言える雰囲気と、「困った」をしっかり受け止めることができる体制を学校の中に築くことが求められる。

※国の基本方針において、「いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。」と指摘されている。いじめ防止につながる発達支持的生徒指導が目指すものは、生徒一人一人が、お互いを多様な存在として認め、「自己指導能力」を身に付け、何が正しく何が間違っているかを自分の頭で考えることができるようになり、理不尽なことがまかり通らぬ世の中を担う大人になることであると言えるだろう。

(5) 「いじめ対策委員会」の設置

「いじめ対策推進法」第22条にもとづき「いじめ対策委員会」を設置する。委員の構成は、校長、教頭、学校運営協議会会長、PTA会長、生徒指導主任、学年主任、教育相談主任、養護教諭、SC、SSWとし、必要に応じて学級担任、学年生徒指導担当教員、部活動顧問が入る。場合によっては、市や県の教育委員会指導主事の他、警察、児童相談所、校医、少年安全サポーター等の外部専門家などを加える。

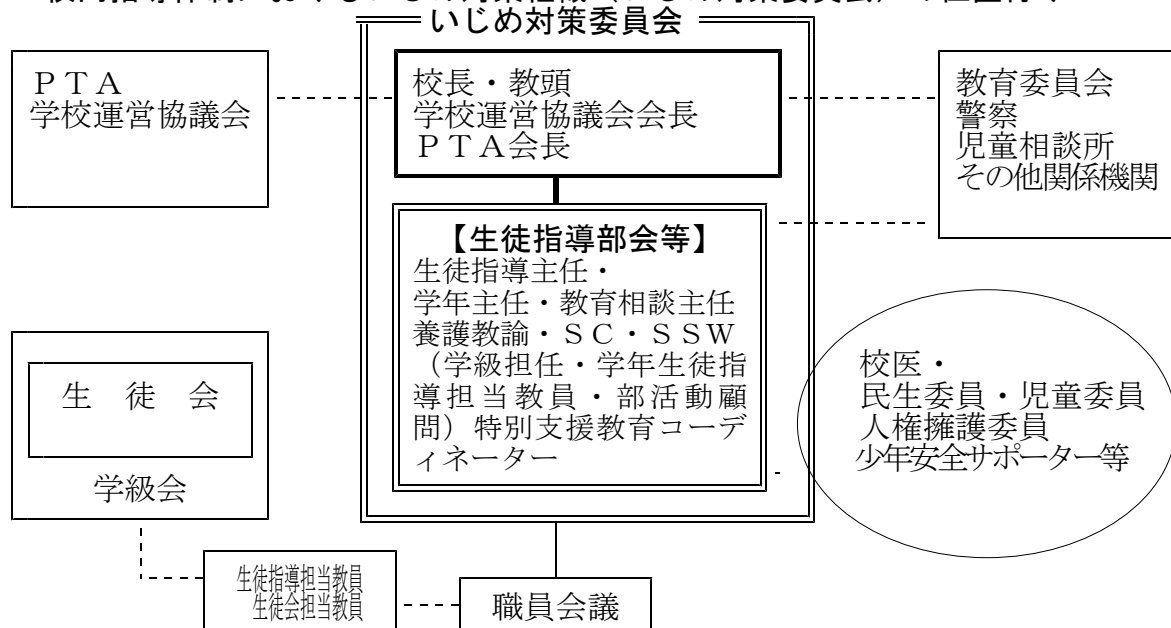
また、組織的に対応することにより、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が複数の目による状況の見立てが可能となる。

当該委員会は、学校の組織的ないじめ対策の中核として、「学校基本方針」に基づくいじめの防止等に係る各取組をより実効的に行うとともに、学校評価の評価項目への位置付けや、学期に1回の定例の「いじめ対策委員会」を開催することにより、PDCAサイクルによる検証等を行い、必要に応じて改善を図る。また、いじめ認知に応じて適宜開催する。重大事案発生時には、緊急に開催する。

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、学校いじめ対策委員会は、生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際にいじめ対策委員会の教職員が生徒の前で取組を説明する等）を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、学校いじめ対策委員会は、いじめを受けた生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると生徒から認識されるようにしていく必要がある。

設置に当たっては、既存の「生徒指導部会」などを基盤とすることも可能であるが、教職員の経験年数や学級担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるために、生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、学校のいじめ対策の企画立案、早期対応等を、すべての教職員が経験することができるようにする。また、適切に外部専門家の助言を得ながら機動的に運用できるよう、学校の実情に応じて、構成員全体の会議と、その下の実働的な部会に役割分担して柔軟な組織とするなど工夫・改善する。

校内指導体制におけるいじめ対策組織（いじめ対策委員会）の位置付け



第2 いじめの防止等のための具体的な取組

1 未然防止（いじめの予防）

(1) 生徒指導・教育相談の充実・強化

いじめ問題を根本的に解消するためには、生徒が本来持っているよさや可能性を引き出すなど、開発的・予防的な生徒指導の推進が大切である。そのためには、日常から教職員間で生徒について自由に話し合えるような人間関係が必要である。

○ 教職員の資質能力の向上

- 積極的に年に複数回いじめの問題に関する校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施する。
- 教職員自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。

○ いじめ対策に係る生徒指導部会等のもち方

- 問題行動等の報告・対応にとどまらず、いじめの問題に対する取組等の評価・検証・改善を図る場とする。
- 各分掌・各学年と情報共有を図りながら、定期的を開催する。

（毎週金曜日/生徒指導・教育相談部会）

生徒指導・教育相談部会等における運営上のチェックポイント

- 定期的に（週1回程度）開かれているか。
- 各分掌・各学年と連携した生徒指導がなされているか。
- 話し合われた内容が、速やかに全教職員に周知され、理解されているか。
- 問題行動の報告・対応に終始していないか。

○ 教育相談体制の確立

- ・ 教育相談担当教員が中心となり、教員やS Cとの個別面談の計画を立案すると同時に、生徒が相談しやすいあたたかい雰囲気作りを、全教員が心がける。

○ 生徒の見守り

- ・ 給食（昼食）時、昼休み、休憩時間、清掃活動、部活動等、できるだけ生徒とのふれあいの機会を増やし、生徒の様子を見守る同時に、「信じる」「認める」「任せる」機会を増やすことで、生徒との信頼関係をつくる。

○ 生徒理解（生徒のことを、わかろうとする）

- ・ 日記・生活ノート等、生活アンケート、相談カード等直接書いたものや、「Fit」「Q-U」等客観的なテストを通して、生徒理解に努める。
- ・ 全教員が、生徒の『変化（「以前と比べて～」）』や『行動・姿勢（「今日も～、いつも～」）』や『存在（「あなたが～から先生は～」）』を認める声かけを心がける。

○ 家庭・地域社会との連携

- ・ P T Aや学校支援ボランティアなど、家庭・地域社会と連携し、より一層、開かれた学校づくりを推進する。

○ 小中連携の一層の促進

- ・ 小学校と中学校の情報共有や生徒への切れ目ない支援体制の構築等が重要であるため、生徒指導主任が中心となって、小中間連携の一層の促進に努める。

○ 教職員が生徒と向き合うことのできる体制の整備

- ・ 部活動休養日の設定、教員が行う業務の明確化を含む学校の業務改善を促進し、教職員が生徒と向き合う時間の確保に努める。

○ 学校いじめ対策委員会の周知

- ・ いじめの未然防止のための授業（「いじめとは何か。いじめはなぜ許されないのか。」等）を、学校いじめ対策委員会の構成員である教職員が講師を務め実施するなど、学校いじめ対策委員会の存在及び活動が生徒に容易に認識される取組を行うよう努める。

○ 指導上の配慮が必要な生徒

- ・学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの未然防止教育【生徒指導提要より】

いじめの未然防止教育においては、「生徒がいじめに向かわない態度・能力を身に付けるためにどう働きかけるのか」、「いじめを生まない環境づくりをどう進めるのか」ということが問われる。その問いに答えるためには、いじめが生まれる構造といじめの加害者の心理を明らかにした上で、全ての生徒が「いじめをしない」態度や力を身に付けるような働きかけを、生徒指導はもとより、各教科での学習、道徳科や特別活動、体験学習などを通じて継続的に行うことが大切である。

○ いじめる心理から考える未然防止教育の取組

いじめる心理を考えると、加害者の背景にいじめ人格というような固定的なものがある訳ではなく、おそらく一人の子供の心の中で善と悪との葛藤が生じ、時に悪の衝動が勝っていじめを行ってしまうことになることと捉えることができる。「いじめは良くない」とほとんどの生徒が分かっているはずなのにもかかわらず、小4～中3までの6年間を追跡すると、9割の子供がいじめた経験を持っているという調査結果もある。したがって、頭で理解しているだけでなく、行動レベルで「いじめはしない」という感覚を、学校や家庭での日常生活の中で身に付けるように働きかけることが重要である。学校においては、道徳科や学級・ホームルーム活動などの時間に、実際の事例や動画などを教材に生徒同士で検討したり、いじめ場面のロールプレイを行ったりするなど、体験的な学びの機会を用意することが求められる。生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに対して正面から向き合うことができるような実践的な取組を充実させることが、いじめの未然防止教育として重要である。また、いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級・ホームルーム集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）③ねたみや嫉妬感情④遊び感覚やふざけ意識⑤金銭などを得たいという意識⑤被害者となることへの回避感情などが挙げられる。いじめの加害者の心の深層には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくないと思われる。さらに、「自分がなぜいじめに走ってしまうのか」、「どうしていじめることでしか気持ちが保てないのか」ということに無自覚である場合も多く、丁寧な内面理解に基づく働きかけが必要になる。生徒自身が自分の感情に気付

き適切に表現することについて学んだり、自己理解や他者理解を促進したりする心理教育の視点を取り入れたいじめ防止の取組を行うことも未然防止教育として重要である。

○ いじめの構造から考える未然防止教育の方向性

いじめはいじめる側といじめられる側という二者関係だけで生じるものではない。「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」の存在によって成り立つ。いじめを防ぐには、「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるかどうかポイントになる。日本のいじめの多くが同じ学級・ホームルームの生徒の間で発生することを考えると、学級・ホームルーム担任が、いじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に努める取組を行うなどして担任への信頼感と学級・ホームルームへの安心感を育み、学級・ホームルーム全体にいじめを許容しない雰囲気浸透させることが重要である。特に、生徒の中には、他者の評価を行動基準としたり、他者の視線を気にしたりするタイプが多く、周囲に過剰に同調する傾向が見られる。そこに被害回避感情が重なると、「仲裁者」や「相談者」になることはますます難しくなる。学級・ホームルーム担任が信頼される存在として生徒の前に立つことによって初めて、生徒の間から「相談者」や「仲裁者」の出現が可能になる。加えて、いじめの傍観者が「仲裁者」や「相談者」に転換するように促す取組を、道徳科や学級・ホームルーム活動等において行うことも重要である。

○ いじめを法律的な視点から考える未然防止教育

倫理や道徳、人間関係のモラルという観点から未然防止教育を進めることの重要性は言うまでもない。しかし、改めて、生徒が、いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、時には身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為にもなるという認識と、被害者と社会に対する行為の結果への顧慮と責任があるという自覚を持つように働きかけることも必要である。そのような視点から、発達段階に応じて、法や自校の学校いじめ防止基本方針についての理解を深めるとともに、司法機関や法律の専門家から法律の意味や役割について学ぶ機会を持つことで市民社会のルールを守る姿勢を身に付けることも、未然防止教育として重要である。

(3) 学校のすべての教育活動を通じた取組

いじめを防止するためには、生徒が学校の教育活動を通して、互いの人権の大切さに気付く豊かな感性を育み、一人ひとりの存在を認め合い、互いに個性を尊重できるような「居場所づくり」に積極的に取り組む。「居場所づくり」とは、生徒が安心して

きる、自己存在感や充実感を感じられる場所をつくりだすことを指している。すなわち、教職員が生徒のためにそうした「場づくり」を進めることであり、生徒はそれを享受する存在と言える。

また、多様な体験活動を通して、コミュニケーション能力や人間関係調整力等を育成し、生徒一人ひとりが、安心して楽しく学ぶことができる環境づくりに努める。

その際、学校が「心の居場所」として機能すべきとの従来の主張に加え、新たに、「教師や友人との心の結び付きや信頼感の中で主体的に学びを進め、共同の活動を通して社会性を身に付ける」ための「絆づくりの場」としても機能するよう努める。

さらに、教員自身の言動が生徒に与える影響が大きいことを自覚し、無意識・無自覚なものであったとしても、生徒の前で教員自身が「いじめに類する行為」を行うことは、その行為が容認されたものと生徒が受け止めて、生徒が同調し、別の生徒による「いじめ」を生み出す端緒となる可能性があることを認識する。

すべての教員が、自分の不適切な言動によって、生徒を傷つけたり「いじめ」を助長したりすることがないように、細心の注意を払う。

○ 各教科・総合的な学習の時間

・ 授業に対する教員の心構え

生徒にとって学校生活の大半は教科等の学習であることから、授業者から受ける影響は大きい。指導方法はもちろんのこと、授業に対する教員の姿勢から、人権感覚が問われる場でもある。たとえば、授業中に失敗した友達を茶化したり、また、そのことを助長したりするような場面があれば、見逃さずに指導を行わなければならない。生徒同士または教員との信頼関係を基盤として、教育効果を高めていくことが大切である。

・ 学び合いのある授業づくり

生徒自ら考え、判断し、表現する学習活動を通して学び合い、学習内容を深めていくことができるよう、教員は授業を組み立てる中で、常に生徒の考えや意見を意味付け、価値付け、さらに他の生徒へ投げ掛け、新たな意見を引き出すなどの授業展開に心掛ける。

○ 道徳

・ 道徳的実践力を育む場として

道徳の授業では、「公平・公正」「思いやり」「生命尊重」「畏敬の念」などの内容項目で「いじめ問題」を扱うことができるが、生徒の心を揺さぶる授業展開が望まれる。授業では資料の中にとどまることなく、生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けることにより、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度が育成されるよう支援する。

・ 道徳教育を中核とした心の教育の推進

学校の特色や課題に即した道徳教育を展開し、道徳教育推進教員を中心とした学校の組織的な取組を推進するとともに、県教委作成の指導資料「心を耕す」や「(改訂版) いのち・なかま・やくそくを大切に作る心を育む学習プログラム みんなちがってみんないい」等の活用により、生徒の社会性や規範意識等の豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長が促されるよう、取組の重点化を図る。

○ 特別活動等

・ 生徒の主体的な取組の充実

学級活動をはじめ、学校行事、生徒会活動、部活動において、内容・方法等を改善・工夫することにより、生徒がこれまで以上に主体的に取り組めるような場を設定する。生徒が自分たちで企画したことに意欲的に取り組む過程で、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができる。こうした体験を通じて、自分とは違った他者の価値を認める集団の規範が生まれてくる。また、生徒のいじめ問題の防止・解決に向けての主体的な取組を支援していく。

・ 集団活動及び体験活動の推進

他者の思いを大切にすることの思いやりの心を醸成するために、社会性を育み、人間関係や生活体験を豊かなものとする異年齢集団活動、自然体験活動、ボランティア活動等を効果的・計画的に実施していく。

・ 部活動での好ましい人間関係づくり

自主性を重んじ、同好の生徒によって行われる部活動は、生徒同士が互いに協力し合って友情を深め、好ましい人間関係を育むなど、教育的な価値も大きい。このため、顧問教員等の指導の下、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じて、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、課題を解決するなどの社会的な自己指導能力の育成するなど、その教育的価値が生かされる運営方法を研修する。

・ 指導上の留意点

指導に当たっては、発達段階に応じて、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、いじめは重大な人権侵害にあたり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、事例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶなどの取組を行う。

○ いじめの予防教育の充実

生徒に、「いじめ」を正しく理解させるためには、どのような行為や発言が「いじめ」に該当するのか、また、どのような行為が「いじめ」に繋がっていくのか、具体的な事例も明示しながら、生徒同士が話し合い、考えることなどを通じて、生徒の「い

じめ」についての理解を深めていく。

特に、「いじり」と呼ばれる行為のように、当事者には悪意がなく無自覚な行為であっても、相手にとっては苦痛となることがあること、さらに、無自覚な行動ゆえに、継続的に相手を来傷つけ、長期的に苦しめ続ける危険性があることについても、理解を深めていく。

また、いじり防止のためには、「加害者」を生まないことも大切だが、併せて「観衆」（周りではやし立てる者）や、「傍観者」（見て見ぬふりをする者）である生徒をいかに「防止者」（「いじめ」を目撃した場合には、教職員に伝えに行く等）に変えていくかといった取組も重要であることを認識する。まずは、人権尊重を貫いた教育活動を展開する中で、『「いじめ」は絶対に許されない』という規範意識を、生徒一人ひとりに植え付け、学校全体として醸成していく。そして、「いじめ」を目撃した場合には、教職員に伝えに行く等「防止者」になっていく必要性についても、理解を促していく。

さらに、弁護士、警察官をはじめとした外部指導者を講師に招いた、「いじめ予防教室」などの機会を、積極的に活用する。

○ 情報モラル教育

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があること、また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪、侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得ること等について、全校集会や学年集会で話をしたり、外部講師を招いて専門的な話を聞く機会を設けたり、生徒指導だよりで取り上げたりすることで、深刻な影響を及ぼすものであることを理解させるために、情報モラルを身に付けさせるための教育の充実を図る。

○ 自殺予防教育の導入

近年、いじめが背景にあるとする自殺事案が社会問題化しており、生徒が自殺を想起する可能性があることも否めないところである。このため、生徒が自らの命の危機を乗り越える力、児童生徒同士が相互に危機を察知し、適切に対応する力等を身に付ける自殺予防教育について、今後、国の動向を踏まえながら導入を検討する。

(4) 「いじめ対策委員会」の取組

当該委員会には、学校はいじめの防止等の取組について、PDCAサイクルにより、学校基本方針の策定や見直し、いじめの未然防止の取組が計画通り進んでいるかどうか

か確認するなど、各学期に1回程度評価・検証していく。このため、当該委員会に生徒の様子等（観察による見取り、生活アンケート結果等）の情報が日常的に集約され、素早く全教職員へ情報共有が図られるよう校内体制を確立する。また、いじめの相談・通報等の窓口としての役割を果たすよう周知を図る。学校における様々な取組をいじめの未然防止の視点から捉え直し、主体的かつ機動的な組織として位置付ける。

(5) 学校評価による評価・検証・改善

「学校基本方針」に基づく取組の実施状況を学校の評価項目に位置付ける。「学校基本方針」において、いじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・早期対応のマニュアルの実行、定期的かつ必要に応じたアンケート、個人面談、保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組を検証し、改善を図る。

(6) 家庭・地域との連携

いじめの問題は、学校だけで解決しようとはせず、家庭・地域社会と緊密に連携・協働して解決を図るよう努める。学校を家庭・地域社会に開かれたものにしていくため、PTAや学校運営協議会をはじめ、地域の関係団体とともに協議する機会を設け、情報交換や協力の要請を行う。

また、家庭・地域社会から寄せられるいじめやこれに関連すると思われる情報に対し、学校が誠意のある対応に心がける。

○ 家庭との連携

・ 保護者との連携【生徒指導提要より】

学校が被害者及び加害者の保護者との連携を図ることが困難なケースも散見される。特に、いじめと認めたがらない加害者の保護者からの協力を得ることが難しく、学校の働きかけが鈍ってしまうことも少なくない。また、重大事態調査において、加害者の保護者からの協力が得られない場合も見られる。その背景の一つとして、法が保護者の責務として、「その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」と、厳しく指導する側面を強調し、「いじめをしない子供」に育つように成長支援という視点から働きかける方向性が弱いことが考えられる。加害者に被害者の傷つきを認識させて十分な反省を促すとともに、保護者にもいじめの事実を正確に説明し、学校と協力して、成長支援という視点を持ちながら加害者を

指導することが求められる。被害者の保護者はもとより加害者の保護者との連携を図ることが、いじめの解消と再発防止において重要である。

・ 大人の意識の向上

日頃から、いじめの問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組む。

大人自らが「いじめは許さない」という姿勢を示し、真剣に取り組む。

・ 日頃からの信頼関係づくり

保護者の訴えから認知されるケースも含め、認知したいじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携を図り、心の痛みを共有しながら取組を進めていくことが必要であることから、その基盤となる日頃からの信頼関係づくりに努める。

信頼関係づくりのポイント

- 保護者の不安や苦しみに心から耳を傾ける。
- 保護者の生徒への思いを共感的に理解する。
- 保護者の願いを誠意をもって聞く。
- 保護者とともに生徒を見守りながら歩む姿勢を示す。
- 保護者は生徒を守り、生徒の成長に携わる主体者であるという認識に立つ。

○ 地域社会との連携

学校は、地域社会にも生徒の実態を正確に知らせ、いじめ問題に対する関心を高めるとともに、地域と連携していじめ対策に取り組む。

・ 地域の人々との連携【生徒指導提要より】

子供は家庭だけでも、学校だけでも育つものではない。両者の連携に加えて、地域の力が不可欠である。国の基本方針においても、いじめの防止について、「より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する」ことの重要性が指摘されている。地域が一体となって学校を核とした地域づくりを目指す「地域学校協働活動」や、保護者・地域住民が学校運営に参画して地域とともにある学校づくりを目指す「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の取組が各地で進められている。家庭で多様な人間関係を経験することが難しい子供たちが、地域の大人と関わる体験を通じて、地域に見守られているという安心感を抱くようになる。

PTA や地域の関係団体と学校関係者が協議し、地域ぐるみの取組を推進することが、いじめのない温かな社会を築く大きな一歩になる。

・ **地域の環境づくり**

P T Aはもとより、学校運営協議会、地域協育ネット協議会、青少年健全育成協議会等の関係団体、少年安全サポーターや防府警察署等と、いじめについて協議する機会を設け、いじめ問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組むこととする。

登下校時、放課後や休日、長期休業中の校外生活について、地域社会の協力を積極的に求めていくとともに、地域との情報交換を密にし、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。

・ **生徒の活動への支援**

子供会や自治会などの既存の地域活動に積極的に参加できるよう、十分配慮する。

○ **日常の取組の情報発信**

開かれた学校づくりに一層努め、日常の学校での生活の状況等を家庭・地域社会に提供する。

情報発信の方法や場の例

学校だより、生徒指導だより、学年・学級通信、P T Aだより、学校ウェブサイト、学校評価結果等の公表、学級・学年懇談会、P T A総会・評議員会、学校支援ボランティア、民生委員・児童委員等との交流、学校運営協議会、部活動懇談会 等

2 早期発見（いじめを把握するための対応）

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。

【レベル1】日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】教育課題としてのいじめ

児童生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

【レベル3】重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して児童生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

また、「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

- ・「いじり」は、本人が否定せず、笑って相手に合わせていたとしても、いじめの可能性があると、教職員は敏感でなければならない。いじめのつもりはなくても、受けた側が苦痛を感じれば、「いじり」や「からかい」もいじめだという認識をもつ。
- ・しばしばいじられている生徒について、教職員・保護者で情報を共有し、家庭と連携し、組織的かつ適切な対応を行う。
- ・行き過ぎた「いじり」には、その都度教職員が介入し、適切な指導を行う。
- ・全ての教職員が、法に規定する「いじめ」の定義では、他の生徒の行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じた場合には「いじめ」に該当するといった、いわゆる社会通念上の「いじめ」の範囲より極めて広いことを正しく理解する。
- ・校内研修等を充実させ、「いじめ」の定義について教職員間で認識の差が生じないよう共通理解を図り、「いじめ」の早期発見に繋げていく。

(1) 早期発見のために学校がとるべき体制

いじめは、外から見えにくいことが多く、全教職員が連携・協力して早期に発見できる体制の構築に努める。

○ 「いじめ」の確実な認知

- ・ 「いじめ」の早期発見のために、教職員が「いじめ」が疑われる出来事を見かけた場合、教職員の誰もが同じように「いじめ」の可能性を疑えるように、「いじめ」に対する感度を高める。そのために、日々どのような場面で「いじめ」や「いじめ」に繋がっていく可能性を疑うべきか、ということについて、教職員間で話し合う機会を設けるとともに、実際の場面を想起しやすい具体的事例も活用した研修を実施する。
- ・ すべての教職員は、本人が「いじめ」を認めない場合や、「いじめ」と認識していない場合でも、「いじめ」や「いじめ」に繋がる可能性が認められる場合は、「いじめ」として捉えるという意識をもつ。

○ いじめ問題に対する基本認識の徹底

- ・ いじめの対応にあたっては、いじめ防止対策推進法やいじめの防止等のための基本的な方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン等を改めて認識するとともに、「いじめによって子どもたちが深く傷つき自ら命を絶つようなことは決してあってはならず、こうした事案の根絶を目指す必要がある」との認識を徹底し、いじめられた生徒を徹底して守り抜くとの意識のもと、対応にあたる。
- ・ いじめの態様として、SNS等によるネットいじめなどの発見が難しい形態の件数が増加していることを受け、外形的に確認できるいじめの状況に加えて、それぞれの生徒の様子の変化を注意深く見取るとともに、ネットの取り扱い等については、参考となるリーフレット等を用いて啓発を行うとともに、関係機関とさらに連携した対策を講じる。

○ 複数教職員での指導の取組・体制づくり

- ・ 学級担任だけでなく、副担任、教科担当教員、少人数指導教員、養護教諭、部活動顧問、学校支援員等との連携を密にする。
- ・ 学校事務職員、SC、SSWも含めたすべての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から生徒の様子をきめ細かく把握することに努める。
- ・ 学校評価に係る生徒・保護者アンケート、定期教育相談、週1回生活アンケート等により、生徒、保護者等の実情を把握し、恒常的にいじめ問題への取組について見直しを図る。
- ・ 全校体制での校内組織のもと、生徒の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、記録等にまとめるとともに、すべての教職員で情報共有を図る。

○ 教育相談主任・養護教諭の役割

- ・ 教育相談主任・養護教諭を「いじめ対策委員会」に加える。また、校務分掌上、適切に位置付け、SC、SSW等、専門家と緊密な連携を図る。

○ 「いじめ対策委員会」の役割

- ・ 当該委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって、中核となる役割を担う。

(2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組

生徒や保護者・地域等に、全教職員が「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」「いじめられている児童生徒を必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を日頃から示しておく。

生徒との信頼関係に基づき、正義感、倫理観、思いやりの心等、学校の教育活動全体を通して、心の教育を推進し、指導の徹底を図るよう努める。

○ いじめられている生徒のサインを見逃さないための取組

※巻末参考資料1～4参照

- ・ 誰にも相談できない生徒がいるのではないかとの認識の下、日記・生活ノート等、生活アンケート、相談カード等直接書いたものや、「Fit」等客観的なテストの実施により、総合的に内面の変化をとらえ、個別の教育相談を実施する。
- ・ いじめは潜在化、偽装化している可能性を考え、日常の対話や遊びなどを通して生徒が発するサインを鋭くキャッチする。
- ・ 生徒に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに心掛けるとともに、日常的に機会をとらえて声かけを行う。
- ・ アンケート調査や個人面談において、生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速かつ組織的に対応することを徹底する。
- ・ いじめは絶対に許されない行為であり、いじめられた生徒を徹底して守り抜くとの意識のもと、いじめ加害生徒に対しては、毅然として早期に対応・解決を図る対応を講じる。
- ・ アンケートを実施するに当たっては、いじめを受けている児童生徒が「見られたらどうしよう」といった心配をせずに記入できたり、具体的ないじめの態様ごとの項目を設けて体験の有無を尋ねるなどして精度を高めたりする工夫が必要である。なお、アンケート実施後には、速やかに内容の確認とダブルチェック（人を変えて、複数人で再確認する。）を行い、少しでもいじめに関係すると思われる内容が見いだされたときには、時を置かずに対応することが肝要である。さらに、児童生徒に安心感を与えるこまめな校内的見回りや、困ったときには先生に相談したいという気持ちを生み出す教育相談活動なども大切である。

【生徒指導提要より】

○ 信頼感に基づいた教育相談活動

- ・ 教育相談室等で他の生徒のことを気にすることなく、落ち着いた雰囲気の中で相談できるように努める。
- ・ 必要に応じて、悩みの解消の仕方等について、SCのコンサルテーション（専門家の診断・鑑定）を受けるなど、生徒の状況に応じた支援を行う。
- ・ 生徒に信頼感や安心感を抱かせるために、どのような悩みでも相談に応じるなど、寄り添った対応を行う。

○ ふれあいの時間を増やす工夫

- ・ 1日の時程表を見直すなどして、生徒とのふれあいの時間を確保する。
- ・ 休み時間等の見守りや昼食（給食）指導等、担任・副担任などの複数教職員で連携して行う。

○ 研修の充実

SCやSSW、ネットアドバイザー等と連携しながら、いじめ問題に関する事例研究や学校の実態に即した研修体制を作り、組織的・計画的な研修を行う。

○ 相談窓口の周知

- ・ 学校等に相談できずに、悩みを抱えている生徒・保護者がいつでも相談できるように、生徒指導だより等を通じて、様々な相談機関があることを周知する。
- ・ いじめは、学校の内外を問わず起こる可能性があることから、塾やスポーツクラブ、地域にある商店、コンビニエンスストア等においても、広く相談機関を周知する。

(3) 家庭・地域・関係機関との連携

学校評価結果の公表等、積極的な情報発信、学校運営協議会や地域協育ネット等の取組を進める中で、開かれた学校づくりを推進する。定期的に学校公開日（週間）を設けたり、学校支援ボランティアと協働したり、土曜日の教育活動を利用したりするなど、地域と連携・協力しながら生徒を共に育てるという意識を高める。また、保護者懇談会等においては、開催時間や開催場所を見直し、多くの保護者が参加しやすいように工夫する。

○ 家庭との連携

- ・ 学校評価等を活用し、保護者からの意見を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。
- ・ 懇談会の内容等が、学校からの一方的な伝達、注文とならないよう工夫する。
- ・ 定期的な学校だよりの発行、学校ウェブサイトの工夫改善及び定期的な更新、電子メール等を活用した情報発信に努め、学校に対して理解と愛着が深まる取組を推進する。

○ 地域との連携

- ・ 地域にある商業施設、商店やコンビニエンスストア、自動販売機の周辺、ゲームセンター、カラオケボックス、ゲームセンター等、生徒がよく立ち寄る場所を地域の健全育成協議会等と連携して組織的な巡回指導等を行う。
- ・ 種々の地域活動において、学校が中心となり、いじめ問題に関わる広報・啓発活動を行う。

- ・ 地域行事や各種の催事などに、生徒の積極的な参加を促す。

○ 犯罪とも言うべきいじめ問題に係る警察等との積極的連携

- ・ 犯罪とも捉えられるいじめについては、その対応を学校に閉じるのではなく、警察等の関係機関に速やかに通報等を行い、地域ぐるみで解決を図る。また、そうした事案の端緒を発見したときにも、躊躇なく警察等の関係機関と連携した対応を取る。
- ・ 事案に応じては、法的に適切に対応する観点から、市教育委員会に助言を仰ぎながら、スクールロイヤーの活用についても検討する。

3 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

(1) 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立

学校として、「学校基本方針」やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定める。これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応につなげることが目的であり、管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。

また、必要に応じて、市教育委員会に連絡し、弁護士、医師、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等、外部専門家との連携も検討する。

○ いじめを認知した場合（疑われる場合も含む）の役割分担と対応例

いじめは、学級担任や教科担当、部活動顧問等、担当教職員が事案やささいな兆候や懸念、情報を一人で抱え込むことなく、または対応不要であると個人で判断しないよう、学校として情報の共有を基に、いじめ対策委員会を中核として、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進していく。

・ いじめに係る情報の報告・相談

生徒からいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談があったときに、学校が当該事案に対して速やかに具体的な行動をとらなければ、生徒は「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、今後、いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性がある。このため、いじめに係る情報が寄せられたときは、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる。

・ 事実関係の確認

いじめの疑いが生じた（あるいは申し出等があった）場合、日常の観察や聴き取り等により、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し

た上で、状況等の詳細を把握する。その際、いじめの四層構造を踏まえ、内容、時期、関係した生徒などについて明確にし、5W1Hに留意して記録する。

※ 5W1H… when : いつ、where : どこで、who : 誰が、what : 何を、why : なぜ、how : どのように

・ **「いじめ対策委員会」の開催**

把握した事実を基に今後の対応等について、「いじめ対策委員会」を開催し、協議する。(場合により、職員会議の開催)

・ **いじめを受けている生徒への対応**

信頼関係のある教職員が担当する。

・ **いじめを行っている生徒への対応**

複数の教職員(生徒指導部を中心に役割分担を決める)が担当する。

・ **周りの生徒(観衆、傍観者)への対応**

複数の教職員(該当学年教員等を中心とする)が担当する。

・ **いじめを受けている生徒の保護者への対応**

学級担任が主に担当するが、必要に応じて、管理職等複数で誠意をもって対応する。

・ **いじめを行っている生徒の保護者への対応**

面談の目的・役割・分担・対応の実際等、事前に協議した上で、担任、生徒指導担当教員、管理職等の複数で対応する。

・ **PTA等への働きかけ(必要な場合)**

校長、教頭が担当する。

・ **教育委員会、関係諸機関との連携**

校長、教頭、生徒指導主任等が担当する。連携に当たっては、担当者同士の日常的な交流を基本としながら、いじめを認知した際には、できるだけ早期に、想定される支援を要請しておく。

(2) 対応する上での留意点

○ **いじめを受けている生徒・保護者への対応**

・ **いじめられている児童生徒の理解と傷ついた心のケア 【生徒指導提要より】**

いじめを把握したら、対応の第一歩として、何よりも被害者保護を最優先する。二次的な問題(不登校、自傷行為、仕返し行動など)の発生を未然に防ぐため、いじめられている生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行うことが不可欠である。その際、以下のような点に留意することが必要である。

* 「誰も助けてくれない」という無力感を取り払うこと

- * いじめに立ち向かう支援者として「必ず守る」という決意を伝えること
- * 大人の思い込みで子供の心情を勝手に受け止めないこと
- * 「辛さや願いを語る」ことができる安心感のある関係をつくること

● **被害者のニーズの確認 【生徒指導提要より】**

対応の第二歩としては、「力になりたいのだけれど、何かあれば言ってほしい」と被害者のニーズを確認する。危機を一緒にしのいでいくという姿勢に基づき、安全な居場所の確保やいじめの児童生徒や学級・ホームルーム全体への指導に関する具体的な支援案を提示し、本人や保護者に選択させることも重要である。

- 「絶対に守り通す」「必ず解決する」との姿勢を示し、いじめられている生徒のこれまでの心の痛みや不安感等、誰にも言えずに悲しかったり、苦しかったりした気持ちを共感的に理解するとともに、全教職員で支え、守り、解決することを約束する。
- いじめを受けている生徒に対して事実確認を行う際には、その出来事を思い出すこと自体が精神的負担をかけることに十分配慮する。
- 本人の要望等を聴き取りながら、学校生活のいろいろな場面で、支え、励ましたり、本人の「よさ」を認めたりすることによって、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
- 「いじめに負けるな」とか「立ち向かっていけ」などの叱咤激励は、逆に本人に自信をなくさせ、内面に引き込ませる可能性があるため、このような言動は避ける。
- いじめの事実を認知後、直ちに状況を整理し、できる限り早期に保護者に正確に伝えることが肝要である。また、家庭訪問の了解を取った上で、学級担任と管理職等複数で訪問し、保護者の心情に寄り添いながら、学校管理下で起こったことに対する謝罪、状況説明、今後の対応方針等の説明、解決に向けての協力依頼等、誠意をもって対応する。

○ **いじめを行っている生徒・保護者への対応**

- いじめは集団で行われることが多いため、いじめる側は「みんなも同じことをやっている」などと罪悪感が少ないのが特徴である。そこで、事実関係を確認する場合も、当事者だけでなく周りの生徒（観衆・傍観者）からも、複数の教員で詳しく事情を聴き、実態をできる限り正確に把握する。
- 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、内省を促す。「説得より納得」が重要である。
- 相手の立場に立って行動することにより、再びそのようなことを行わない気持ちを強くもたせることを中心に指導する。

- ・叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に及んだのかという背景について、本人の話を十分に聞き、心情をくみ取る。
- ・保護者への対応については、学級担任と管理職等複数で面談することとし、今後の当該生徒への指導・支援の在り方を共に考え、いじめられた生徒・保護者の了承が得られた場合、謝罪等を行う場を設定するなど、今後の学校生活における人間関係の再構築を支援する。

○ いじめ加害者と被害者の関係修復 【生徒指導提要より】

- ・対応の第三步としては、いじめの加害者への指導と加害者と被害者との関係修復を図る。加害者の保護者にも協力を要請し、加害者が罪障感を抱き、被害者との関係修復に向けて自分ができることを考えるようになることを目指して働きかける。その際、いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度をとりながらも、加害者の成長支援という視点に立って、いじめる児童生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスを受け止めるように心がけることも大切である。加害側の児童生徒へのアセスメントと指導・援助が再発防止の鍵になる。また、指導の事前及び対応の過程で被害生徒及び保護者の同意を得ること、指導の結果を丁寧に伝えるなどの配慮を行うことも忘れてはならない。

○ 周りの生徒（観衆・傍観者）・保護者への対応

- ・周りではやし立てる観衆や見て見ぬふりをする傍観者への指導は、いじめ問題の解決に向けて重要なキーポイントになる。
- ・観衆や傍観者の立場の生徒への指導は、いじめられている生徒がいじめによってどんなに辛く、悲しい思いをしているかを感じとらせるよう配慮する。
- ・いじめを面白がってはやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることは、「いじめをすることと同じである」、「絶対に許されないことである」などと教職員が毅然とした態度で指導し、学校内にいじめは許されないという雰囲気づくりに努める。また、生徒指導だよりを通じて、保護者にも周知する。
- ・もし、いじめを見たら、制止するか、それができなくても教職員に相談するように働きかけていく。いじめを報告してきた生徒があれば、その勇気と態度を称賛し、その後、これを言ったためにその生徒が仕返しを受けないように、秘密を厳守するなどの配慮する。

○ 臨時保護者会の開催

必要に応じて、いじめを受けた生徒・保護者の意向を確認した上で臨時の保護者会を開催するなど、当該いじめ行為の概要説明、根絶に向けた協力依頼等を行う。

○ いじめの事後指導

「いじめがないように注意した」「お互いを仲直りさせた」「保護者に来校を求め

て指導した」などの指導等により、一旦「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化されたり、陰湿化したりして、いじめが継続している場合もあるため、いじめを「やめること」と「なくなること」は違うとの認識が重要である。関係生徒の事後の様子を継続的に注視し、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去、両者の関係回復を図るなど、当事者や周りの者を含む集団に寄り添った対応を行う。

○ 被害拡大の防止

いじめを受けた生徒・保護者の意向を確認した上で、掲示板管理者等への削除依頼、コミュニティサイト利用者（生徒）への直接指導による削除の徹底・確認等、具体的な対応を行う。被害の拡大を最小限に抑えるよう速やかに対応する。

(3) 教育相談の在り方

いじめを受けている生徒の心のケア、いじめを行っている生徒の内省を促す支援等については、教育相談機能の充実が不可欠である。このため、教職員の教育相談に係る資質能力の向上はもとより、臨床心理に関して専門的な知識・技能を有するSCと連携した個別支援を行う。

また、保護者の虐待や養育の不十分さ、経済的問題等に起因して、生徒がいじめの行為に至ることもあるため、SSWによる保護者等への生活基盤の立て直しに向けた個別支援を積極的に行う。

○ いじめを受けている生徒に対する教育相談

いじめを受けている生徒に対しては、精神的な辛さや苦しさに全面的に共感し寄り添う。そのことにより、精神的に安定し自信をもつことができるようになる。より高い専門性が必要な場合は、積極的にSC・SSW等と連携する。

<手順例>

- ① 心身の安全を保障し、不安感を取り除く。
- ② いじめに対して、教職員も一緒に取り組み、必ず守り通すという気持ちを伝える。
- ③ 事実関係を把握する。
 - ・ いじめを受けている生徒と信頼関係のある教職員が対応する。
 - ・ 心を開いて話ができるようになるまでゆっくりと待つ。
 - ・ 事実をなかなか話さないことがあるので、形式的、表面的な相談にならないよう、共感的に根気強く聞き出す努力をする。
- ④ 気持ちを安定させ、自信をもたせる。
 - ・ 当該生徒のよさを自覚させ、学校生活の中でさらに伸ばしていくように励ます。

- ・ 学級等、所属する集団の中で、活動の機会と場等を設定し、自己有用感を感じることのできる居場所づくりを促進する。
 - ・ 指示的な対応や否定的・批判的な言葉かけは避ける。
- ⑤ 当該生徒が望む場合には教職員が立ち会い、いじめを行っている生徒と話し合う場をもつ。
- ⑥ 教育相談を継続する。

○ いじめを行っている生徒に対する教育相談

いじめを行っている生徒に対しては、「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」との認識に立ち、毅然とした態度で指導する。

しかし、このような生徒は、家庭や学校で様々な不安や不満、心の葛藤をもち、それを弱い者に向けて「いじめ」という形で発散させていることも少なくない。したがって、一方的に叱責するのではなく、生徒の生活背景を踏まえて、いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた指導を心がける。より高い専門性が必要な場合は、SCやSSW等と連携する。

<手順例>

- ① 事実関係の把握をする。
- ・ いじめの事実、経緯、心情などを正確に聞く。
 - ・ いじめを行っている児童生徒の心情に寄り添いながら、聞き取り等を行う。
 - ・ いじめに加わっていた生徒が複数の時には、一対一で対応する。
- ② いじめの行為の重大性に気付かせる。「説得より納得」が重要である。
- ・ いじめを行っている生徒は、いじめを受けている生徒の精神的、肉体的な苦痛や深刻さに気付いていないことが多い。いじめられている生徒に与えた苦しみや痛みがいかにか大きいかにということに気付かせる。
 - ・ 生徒の心身の成長の過程に即し、保護者ととともに謝罪するなど、自分で責任ある行動をとるように指導する。
- ③ 自己指導能力を育む。
- ・ 生徒との信頼関係づくりに努めながら、いじめを起こした心理的背景を共感的に理解するとともに、自分でどのように解決するか、今後どのような心構えで生活していくのか等について具体的に考えさせる。
 - ・ 表面的には解決したように見えても、いじめが潜在化して、再発する場合もあるため、内省を促すよう、しっかりと寄り添いながら対応する。
- ④ 好ましい人間関係の在り方について指導する。
- ⑤ 教育相談を継続する。

(4) 保護者との連携

○ いじめを受けている生徒の保護者への対応

- ・ 積極的にSCやSSWと連携する。
- ・ 速やかに保護者との面談の時間を設定するなど、保護者の言い分を傾聴する。教職員と保護者が生徒のために一緒に考え、いじめを解決していく姿勢を示す。
- ・ いじめを受けている生徒の保護者の、心情を理解した対応が不可欠である。
- ・ いじめの事実関係の把握に努め、時間はかかっても、より正確な事実確認に基づいた保護者への説明を行う。学校として不都合な事実があっても、知り得た情報等を丁寧に提供していく。
- ・ 「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」との認識に立ち、いじめられている生徒の人権を護り、いじめを行っている生徒に対して、毅然とした姿勢で臨むことを明確にする。
- ・ 保護者の不満や怒りを受け止め、学校が全力で対応していることを伝え、いじめ問題解決に対する学校の指導の在り方について信頼と協力を得る。
- ・ プライバシーの保護に努め、いじめの情報が漏れないよう、徹底した情報管理をする。
- ・ いじめを受けている生徒が、いじめの事実を保護者に知られたくないと思っている場合は、家庭の様々な状況に配慮し適切に対応する。
- ・ 保護者によっては、事態を軽視したりかえってわが子を叱責したりする場合もあるので、保護者が正しく認識するように説明する。
- ・ いじめの解決には、長時間の継続的指導が必要な場合が多い。保護者の全面的協力を得るためにもより一層緊密な連携を図る。
- ・ 必要に応じて、相談機関等の専門機関を紹介する。

○ いじめを行っている児童生徒の保護者への対応

- ・ 積極的にSCやSSWと連携する。特にいじめている生徒・保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合など、SSW、人権擁護委員、少年安全サポーター等と連携した支援を積極的に検討する。
- ・ 正確な事実関係を確認することに心掛け、憶測は避ける。
- ・ いじめについて、学校としてどう認識して取り組んでいるかを伝え、生徒のよりよい成長、いじめが人権に関わる重大な問題であることへの理解を得る。
- ・ いじめの事案とは直接関係のない日常の様子にまで話を広げることのないよう留意する。
- ・ いじめを受けている生徒及び保護者に対する謝罪の仕方、自分の子供への指導の在り方等、保護者の意向を確認しながら具体的に助言する。
- ・ いじめている生徒が複数であった場合、その個々の関わり方について説明するとともに、「関わり方の違いに関係なく、いじめを行っている立場は同じである」

という理解を得る。

- ・ なぜいじめをしたのか、その原因・背景を保護者と共に考える。
- ・ 保護者も苦慮しているという認識をもち、生徒のよりよい成長のために心を開いて問題解決に配慮してくれるように接する。

○ いじめ問題についての保護者会での留意点

- ・ いじめを受けている生徒・保護者の心情に寄り添い、最大限意向を尊重した上で開催する。
- ・ いじめをおもしろがって同調したり、知らないふりで傍観したりすることは、いじめを行っている生徒と同じ立場であることへの理解を得る。
- ・ いたずらに不安感をあおることのないよう、事実関係を整理して説明する。
- ・ 学校としての責任を明らかにし、非は非として心より謝罪する。
- ・ 解決のために、学校で行うこと、家庭でできることをはっきりさせ、協力を求める。
- ・ 一方的な情報伝達に終わらないよう、保護者の意見をよく聞く。
- ・ プライバシーの保護には十分留意する。

(5) 地域・関係機関との連携

○ 学校と地域との連携

- ・ 日頃からPTAや学校評議員等といじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会や地域協育ネット協議会等の取組を進めたりするなど、開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域の積極的な協力を得る。
- ・ いじめに関する連絡・情報があったときは、迅速に事実関係を確認し、指導・対応の後は、情報提供者に必要な事項を報告する。
- ・ 情報源については、秘密を厳守するとともに、学校から地域の関係者への情報についても慎重な取扱いを依頼する。
- ・ 地域との連携に努めながらも、具体的ないじめへの対応については、あくまでも学校としての主体性を保つ。

○ 学校と関係機関との連携

- ・ 市教育委員会に相談し、いじめの早期解決のため、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携・協力を行う。

(やまぐち総合教育支援センター、県教育委員会、市町福祉部局、青少年健全育成協議会、児童相談所、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター 等)

- ・ あくまでも学校の主体性を保ちつつ、防府警察署と連携して対応することも必要である。特に、いじめが犯罪行為である疑いがある場合は、少年安全サポーターや防府警察署等に情報提供し、対応する。明らかに犯罪行為である場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」（平成16年4月施行）による「学校から警察への連絡に関するガイドライン」（平成22年11月策定）に基づき、躊躇することなく連絡し、支援を得る。

(6) インターネットや携帯電話等を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

インターネットや携帯電話等を通じて行われるいじめは、発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性、非公開のSNSやコミュニケーションアプリの閉鎖性などの特性を踏まえて対応する。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求罪の対象となり得る。学校の設置者及び学校は、生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

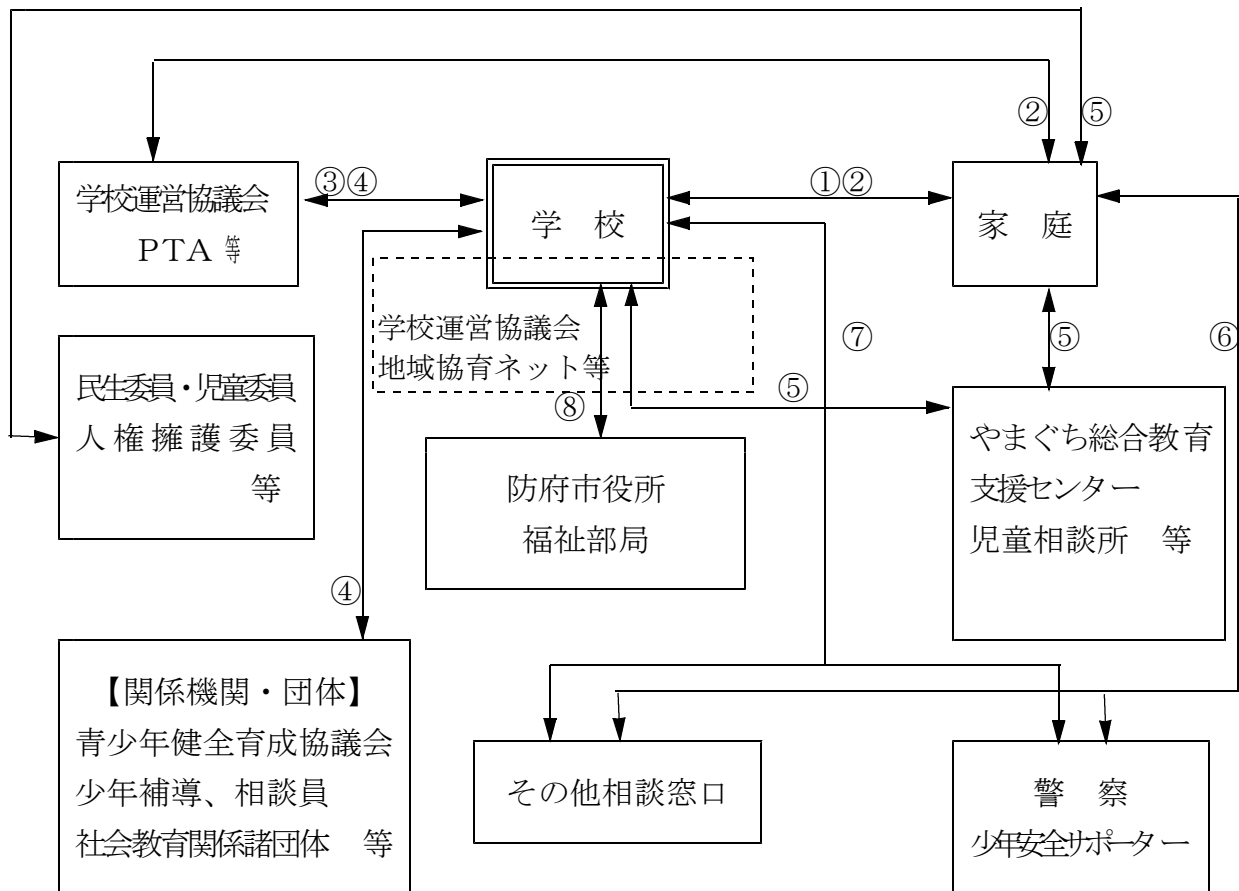
○ 初期対応

インターネット上の掲示板、チャット、コミュニケーションアプリ上での誹謗中傷、他者の個人情報の流出等のインターネット上のいじめについては、基本的にはいじめの早期対応と同様であるが、いじめを受けた生徒からの申し出を状況確認する過程で、実際に掲示板やアプリ上の書き込み等を確認するとともに、本文等をプリントアウト又は写真撮影するなどして記録しておく。

○ 関係機関との連携

市教育委員会と連携し、必要に応じて、防府警察署のネット犯罪担当者、やまぐち総合教育支援センター配置のネットアドバイザー、少年安全サポーター等に相談し、指導助言に基づいた対応を行う。学校と警察が連携した対応が必要と認められる悪質な事案等については、少年安全サポーターや所轄警察署、県警サイバー犯罪対策室とチームを編成し、問題の早期解決に努める。

いじめ問題に係る関係機関の連携図
(学校を中心としたかかわり)



- ① 家庭との緊密な連携・協力を図る。
- ② いじめ問題をはじめ、家庭教育のあり方について共通理解を深める。
- ③ PTAとの協議の機会を設け、一層の連携・協力を図る。
- ④ 学校外での児童生徒の生活の様子等について、情報交換を行う。
- ⑤ 学校・家庭からの相談に応じ、助言等を行う。
- ⑥ 生徒、保護者等の相談に応じ、助言を行う。
- ⑦ 情報交換、対応の連携を図る。
- ⑧ 教育委員会と協議し、支援を得る。

(7) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当な期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の機関が必要であると判断される場合には、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により認識する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、ひとつの手段に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

なお、いじめが解消している状態に至った後も、卒業するまでは日常的に注意深く見守りを続けていくことが大切である。また、対応に当たっては、教職員自身が「いじめに耐えることも必要」、「いじめられる側にも原因がある」などと、いじめを容認する認識に陥っていないか常に自己点検することが重要である。そうでないと、被害者が自分の辛さを受け取ってもらえないと感じて孤立感を深め、二重三重に苦しむことにもなりかねない。【生徒指導提要より】

4 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導の実際について 【生徒指導提要より】

いじめを重大事態化させないためには、適切な対応を怠ればどのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有した上で、組織的にいじめに

係る情報を共有し、ケースに応じた対応策を検討していくことが求められる。いじめの問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケースとして、一般的には、次のような状況が考えられる。

- ① 周りからは仲がよいと見られるグループ内でのいじめ
- ② 閉鎖的な部活動内でのいじめ
- ③ 被害と加害が錯綜しているケース
- ④ 教職員等が、被害児童生徒側にも問題があるとみてしまうケース
- ⑤ いじめの起きた学級・ホームルームが学級崩壊的状况にある場合
- ⑥ いじめが集団化し孤立状況にある（と被害児童生徒が捉えている場合も含む。）
ケース
- ⑦ 学校として特に配慮が必要な児童生徒が関わるケース
- ⑧ 学校と関係する児童生徒の保護者との間に不信感が生まれてしまったケース

このようなケースについては、できるだけ早い段階から、SCやSSW等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進めることが求められる。ケース会議においては、①アセスメント（いじめの背景にある人間関係、被害生徒の心身の傷つきの程度、加害行為の背景、加害生徒の抱える課題等）を行い、②アセスメントに基づいて、被害生徒への援助方針及び加害生徒への指導方針、周囲の生徒への働きかけの方針についてのプランニングを行う。ケース会議後に、③被害生徒及び保護者に対して、確認された事実、指導・援助方針等について説明し、同意を得た上で、④指導・援助プランを実施し、さらに、⑤モニタリング（3か月を目途に、丁寧な見守り、被害生徒及び保護者への経過報告と心理的状態の把握等）を行う、という流れになる。その際、特に、アセスメントに基づくプランの策定と実施、解消に向けての明確な目標設定、対応に関する被害生徒本人及び保護者の同意の確認、などに留意することが必要である。なお、問題に応じて、警察へ相談するなど、学校外の関係機関等との密接な連携を図ること、及び関係する生徒の保護者に対するきめ細かな連絡と相談を行い、信頼関係を築くことが重要である。また、いじめが認知された後の対応として、⑥教育委員会等への報告、及び⑦情報の整理と管理、ケース会議等の記録の作成と保管を行うことも不可欠である。

5 重大事態への対応（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応）

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省初等中等教育局）」により適切に対処する。

(1) 重大事態の判断について

いじめが重大事態であるかどうかの判断等については、法第28条及び国の基本方針（重大事態の意味について）に基づいて行う。

重大事態とは、以下の場合をいう。

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき （法第28条）

※「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- ◇ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ◇ 身体に重大な障害を負った場合
- ◇ 金品等に重大な被害を被った場合
- ◇ 精神性の疾患を発症した場合

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も、学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

また、児童生徒・保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、学校がその時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断したとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告する。

重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調整をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態への対応

○ 重大事態の報告（発生報告）

重大事態が発生した場合は、迅速に教育委員会へ報告し、教育委員会の指導の下、緊急時校内いじめ対策委員会を開催する。また、臨時の教育委員会を開催し、防府市いじめ調査委員会の開催について諮らなければならない。

○ いじめを受けている生徒への対応

いじめの解決に向けての様々な取組を進めて行く中で、いじめを受けている生徒の立場に立って、いじめから守り通すため、保護者と十分に連携を図り、生徒への最善の方法を検討するよう配慮する。

- ・ 緊急避難としての欠席
- ・ 学級替え等

- ・ 就学校の指定変更や区域外就学

○ いじめを行っている生徒への対応

いじめを受けている生徒を守るため、必要があれば、毅然とした厳しい対応が求められる。その際には、保護者の理解を十分得ながら、教育的配慮の下に適切に指導していくことが求められる。

- ・ 個別指導の実施等
- ・ 出席停止措置

なお、こうした措置を講ずることについては、事前に保護者とも十分に話し合いを重ね、保護者の理解・協力を得ながら、教育委員会とも協議をし、対応していく。また、適切に関係機関との連携を図る。その際、当該行為が犯罪行為である疑いがある場合は、躊躇することなく、防府警察署や少年安全サポーター、人権擁護委員等と連携する。

〔参考資料1〕 学校における日常的な観察のポイント（問題行動等対応マニュアルより）

	いじめの早期発見チェックポイント
登校時から始業時	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 他の生徒よりも早く登校したり、遅く登校したりする。 <input type="checkbox"/> いつも一人で登校するか、友達と登校していても表情が暗い。 <input type="checkbox"/> 自分からあいさつしようと思わず、友達からのあいさつや言葉かけもない。 <input type="checkbox"/> 元気がなく、顔色がすぐれない。 <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない遅刻・早退を繰り返し、欠席も目立ってくる。
教科等の時間	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。 <input type="checkbox"/> 体の不調を訴え、度々保健室やトイレに行く。 <input type="checkbox"/> うつむきかげんで発言しなくなる。 <input type="checkbox"/> 指名されると、他の生徒がニヤニヤする。 <input type="checkbox"/> 教職員が誉めると、周りの子があざ笑ったり、しらけたりする。 <input type="checkbox"/> 何人かの視線が集中したり、目配せなどのやりとりがある。 <input type="checkbox"/> 発言するとやじられたり、笑われたり、冷やかしの声があがったりする。 <input type="checkbox"/> 学習意欲がなくなり、成績が急に下がり始める。 <input type="checkbox"/> 配布したプリントなどが渡っていない。 <input type="checkbox"/> グループ活動の際、一人だけ外れている。 <input type="checkbox"/> ふざけた雰囲気の中で、係や委員等に選ばれる。 <input type="checkbox"/> 特定の生徒の持ち物に触れることを嫌がる生徒がいる。 <input type="checkbox"/> 教科書・ノート等が紛失したり、落書きされたりする。 <input type="checkbox"/> 作品が傷つけられていたり、放り投げられていたりする。
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 仲のよかったグループからはずされ、教室や図書室等で一人ポツンとしている。 <input type="checkbox"/> 一人で廊下や職員室付近をうろうろしている。 <input type="checkbox"/> 用がないのに職員室で過ごすことが多い。 <input type="checkbox"/> 教職員に必要以上に寄ってきたり、触れるようにして話したりする。 <input type="checkbox"/> 保健室に行く回数が多くなり、教室に戻りたがらない。 <input type="checkbox"/> 友達と過ごしているが表情が暗く、おどおどした様子でついて行く。 <input type="checkbox"/> 遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりしている。 <input type="checkbox"/> 遊びの中で、いつも嫌な役をさせられている。 <input type="checkbox"/> いつも遊びで使った道具等の後始末をさせられている。 <input type="checkbox"/> 周りの友達に異常なほど気遣いをしている。 <input type="checkbox"/> そばを避けて通るなどの嫌がらせが見られる。

下校時	<input type="checkbox"/> 下校が早い。あるいは、用がないのにいつまでも学校に残っている。 <input type="checkbox"/> 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。 <input type="checkbox"/> いつも友達の手荷物を持たされている。 <input type="checkbox"/> 靴や傘等がなくなる。
その他	<input type="checkbox"/> 給食（昼食）時間、机が微妙に離され、一人寂しく食べている。 <input type="checkbox"/> 給食のメニューによって、異常に盛りつけられたり、量を減らされたりする。 <input type="checkbox"/> 清掃時間、みんなが嫌がる仕事や場所が割り当てられている。 <input type="checkbox"/> 清掃時間、他の生徒から一人離れて掃除や後片付けをしている。 <input type="checkbox"/> 部活動をよく休むようになったり、急にやめたいと言いだしたりする。 <input type="checkbox"/> 集団行動や学校行事に参加することを渋る。 <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない衣服の汚れやケガなどが見られ、隠そうとする。 <input type="checkbox"/> 日記やノート等に、不安や悩みのかげりを感じる表現が見られる。

〔参考資料2〕 実態調査（生活アンケート）

誰にも相談できない生徒がいるのではないかとの認識の下、週1回生活アンケート調査等を実施する。その際、単なる被害調査に陥らず、児童生徒一人ひとりが日々の生活を振り返って反省できるようにする。アンケートAは学校生活を中心に、アンケートBは家庭生活や部活動のことも記入できるようにし、アンケートA・Bを隔週で行う。また、担任以外にも相談しやすいように、養護教諭やスクールカウンセラー、他の教員に相談したいことがあるかを書き込む欄も設けた。

また、例えば、自宅に持ち帰って記載したり、封筒に入れて提出したりするなど、いじめの被害にあっている生徒が、周囲の者を気にせず記載できるよう、十分に配慮する。

生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、生徒が学校いじめ対策組織の存在、その活動内容について具体的に把握・認識しているか否かを判断し、取組の改善につなげる。

【本校における生活アンケート（A）】

生活アンケート（A）

（ ）年（ ）組（ ）番 氏名（ ） （4）月（18）日

1	きまり(服装、不要物、自転車、飲酒・喫煙等)は守れていますか。	よく守る	守り切れない	守り切れない	守らない
2	クラス(教室)は、安心して過ごせますか。	強くて居る	守り切れない	守り切れない	全く守らない
3	友達とのトラブル(ケンカ・悪口)はありませんか。(LINE等も含む)	ない	あったが解決	先断り	
4	あなた自身、いじめ等、嫌な思いをしていることはありませんか。	ない	ある	※ある場合は下記へ	
	いつ頃	どこで	誰から	どんなことを	
5	あなたのまわりで、いじめ等、嫌な思いをしている人はいませんか。	いない	いる	※いる場合は下記へ	
	誰が	いつ頃・どこで	誰から	どんなことを	
6	学級、学年、学校をよくするために、気になることがあれば書いて下さい。 (不要物持参、交通ルール違反などがあれば、広がる前に改善したいので、名前等も具体的に書いてください。)				
7	あなたが、最近、学校でがんばったこと、楽しかったこと、悔しかったこと、心に残ったことなどを書いて下さい。 また、あなたのまわりで、がんばっていた人や、良い行いをしていた人がいたら書いて下さい。				
8	担任の先生以外に相談したいことがありますか。	ない	ある	保健室の先生	スクールカウンセラー その他 先生

生活アンケート（B）

（ ）年（ ）組（ ）番 氏名（ ） （4）月（25）日

1	生活のリズム(起床、就寝、学習、食事等)は守れていますか。	よく守る	守り切れない	守り切れない	守らない
2	家庭では、安心して過ごせますか。	強くて居る	守り切れない	守り切れない	全く守らない
3	部活動で困っていることはありませんか。	ない	あったが解決	先断り	
4	あなた自身、いじめ等、嫌な思いをしていることはありませんか。	ない	ある	※ある場合は下記へ	
	いつ頃	どこで	誰から	どんなことを	
5	あなたのまわりで、いじめ等、嫌な思いをしている人はいませんか。	いない	いる	※いる場合は下記へ	
	誰が	いつ頃・どこで	誰から	どんなことを	
6	学級、学年、学校をよくするために、気になることがあれば書いて下さい。 (不要物持参、交通ルール違反などがあれば、広がる前に改善したいので、名前等も具体的に書いてください。)				
7	最近、家庭の中で役に立ったことやがんばっていること、地域(社会)に貢献したと思うことがあれば書いて下さい。 また、あなたのまわりで、がんばっていた人や、良い行いをしていた人がいたら書いて下さい。				
8	担任の先生以外に相談したいことがありますか。	ない	ある	保健室の先生	スクールカウンセラー その他 先生

〔参考資料3〕教育相談票

【本校における教育相談事前アンケート】

1 学期定期教育相談事前アンケート

年 組 番 氏名

教育相談はあなたが楽しく充実した学校生活を送るためのものです。学校や家庭での心配事や悩み事について、下のアンケートに教えてください。

- 1 今、心配事や悩み事がありますか。 (ある ・ ない)
- 2 「ある」と答えた人はどんなことですか。下の項目に○をつけてください。(いくつつけてもかまいません。)
- ア 学習について イ 進路や将来について ウ 自分の身体について
エ 友人関係について オ 自分の性格や考え方について
カ 部活動について キ 異性について ク 学級・学校生活について
ケ 家族や家庭のことについて コ その他

上の内容について具体的なことが書ける人は書いてください。

- 3 困ったり、悩んだりするときは、誰に相談することが多いですか。○をつけてください。
- ア 先生 イ 友達 ウ 親 エ 兄弟姉妹
オ スクールカウンセラー カ その他 ()

- 4 あなたの周りに困っている人はいませんか。また、あなたが見たり聞いたりしたことで心配なことがあれば書きましょう。

〔参考資料４〕本校におけるいじめ防止年間指導計画

2023年度 華陽中学校 いじめ防止 年間指導計画

	1 年	2 年	3 年	学 校 全 体
4	相談窓口の周知 学級開き学活	相談窓口の周知 学級開き学活	相談窓口の周知 学級開き学活	家庭訪問
5	情報モラル授業 参観授業 ボランティア活動	情報モラル授業 参観授業 ボランティア活動	情報モラル授業 参観授業 ボランティア活動	地域ボランティア活動 PTA総会
6	人権教育授業 教育相談	人権教育授業 教育相談	人権教育授業 教育相談	講話(人権教育) 教育相談週間、生徒総会
7	学校評価 保護者懇談会	学校評価 保護者懇談会	学校評価 保護者懇談会	学校評価・魅力ある学校づくりアンケート 弁護士によるいじめ予防教室 保護者懇談会 いじめ対策委員会①
8	いじめ防止ポスター	いじめ防止ポスター	いじめ防止ポスター	夏休みの課題
9	体育祭	体育祭	体育祭	体育祭
10	教育相談 いじめ防止道徳・標語 いじめアンケート(生徒・保護者)	教育相談 いじめ防止道徳・標語 いじめアンケート(生徒・保護者)	教育相談 いじめ防止道徳・標語 いじめアンケート(生徒・保護者)	教育相談週間 いじめ防止・根絶 強調月間
11	合唱コンクール 文化祭 FIT	合唱コンクール 文化祭 FIT	合唱コンクール 文化祭 FIT	合唱コンクール 文化祭 いじめ対策委員会②
12	学校評価 保護者懇談会	学校評価 保護者懇談会	学校評価 保護者懇談会	学校評価・魅力ある学校づくりアンケート保 護者懇談会
1	ボランティア活動	ボランティア活動	ボランティア活動	地域ボランティア活動
2			私立高校入試	小学校への出前授業 学校見学会(小6対象)
3	卒業式	卒業式	公立高校入試 卒業式	学校評価・魅力ある学校づくりアンケート いじめ対策委員会③ いじめ防止基本方針の見直し 保護者懇談会

※年間を通して、毎週水曜日に「生活アンケート」を実施する。

※毎週金曜日に、生徒指導・教育相談部会を実施する。